

明治三十三年「小学校令」 による仮名の統一と混乱

About unification and confusion of the kana by
“the elementary school ordinance” of the 1900 promulgation

高城 弘一

総合教育非常勤講師

はじめに

平易な仮名、すなわち平仮名は、平安時代に生まれ、今日いう変体仮名とともに、日常生活の中で自然な形で使用されてきた。同音で複数字母・字形があったものを、単一字母・字形、すなわち、今日の平仮名の字母・字形（五十音図）に統一したのが、明治三十三年の「小学校令」の「施行規則第十六条」および「第一号表」といわれる。本稿では、それを「現行平仮名」と称することにする。ちなみに、片仮名の字母・字形についても、同様に統一されることになり、それを「現行片仮名」と称することにする。しかし、後者は従来あまり注目されることはなかった。

当時、多くの出版社では、「小学校令」そのものまたはその解題本を刊行しているが、出版社によっては、活字の植字ミスで、現行仮名に当時通行していた変体仮名活字を交えてしまうことがあった。このような事態は、教育現場でも大きな混乱となったことは想像に難くない。

本稿では、平仮名および片仮名の字形統一の経緯とその問題点を考察していきたいと思う。

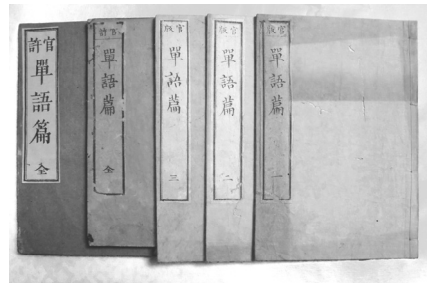


図 1

1. 明治初年の小学校教科書『単語篇』に見る仮名

稿者は、明治初年の小学校教科書『単語篇』数種を架蔵するが、そのうち書誌に異同が顕著な三種（図1・図2）を取り上げる。まずは、その書誌を見ていきたい（以後、図版で三種類が同時にある場合は、右から次の（イ）・（ロ）・（ハ）の順とする）。



図 2

- (イ) 題簽 官版單語篇 一・二・三
表紙裏 明治五年 單語篇 文部省 ※一にのみ表記
奥付 發兌書肆 須原屋茂兵衛
山城屋佐兵衛
岡田屋 嘉七
和泉屋金右衛門
和泉屋市兵衛
紀伊國屋源兵衛
雲寺萬次郎
二家村 佐平 ※これら奥付は三にのみ表記
- 内容 一 「いろは」から「魚蟲介」まで 十一丁
二 「喉音呼法」から「魚蟲介」まで 十一丁
三 「單語篇三篇 歷代帝號」から「苗字略の勘解由小路 單語篇三篇」まで
十九丁
- 寸法 タテ 21.2×ヨコ 14.2 cm
- 備考 篇一篇と篇二篇の「魚蟲介」の内容は別種のものである。
- (ロ) 題簽 官許單語篇 全
表紙裏 官許翻刻 三千部限 單語篇 敦賀縣學校
奥付 製本所 越前國福井京町 岡崎佐喜介
内容 「いろは」から「苗字略の勘解由小路」まで 四十五丁
寸法 タテ 22.4×ヨコ 15.7 cm
- (ハ) 題簽 官許單語篇 全
表紙裏 官許 單語篇 濱松縣再梓 紀元二千五百三十四年 明治七甲戌
奥付 明治七年二月發行
出板所 濱松旅籠町 開明堂逸平
内容 「いろは」から「苗字略の勘解由小路」「濱松學校之印」(方寸朱文)まで
十二丁・十一丁・十八丁
寸法 タテ 22.4×ヨコ 15.7 cm

(イ)・(ロ)・(ハ)の三種の『單語篇』のうち、(イ)の文部省から板行された『單語篇』が標準となるが、これは三冊本である。

(ロ)の『單語篇』の形式のものは、(イ)の『單語篇』を下敷きを開板されたと思しく、いろいろな県で板行されたものを確認している。すなわち、各県ごとに、(イ)の『單語篇』を下敷きとして一冊本に集約し、頁は通し番号にして刊行されたものと推察する。

である。その一例として、以下に『小學 讀本』首巻を紹介したい。

題簽 小學 讀本 首

表紙裏 明治七年五月 小學讀本 文部省

奥付 なし

内容 「讀本首巻 伊呂波四十七音並并濁音次清音」から「蟲介の水母」まで 十九丁

寸法 タテ 22.1×ヨコ 15.0 cm

備考 数巻にわたるが、巻数および最終巻末の奥付は未見。

この『小學 讀本』は、先の『官版單語篇』より遅れること二年であるが、平仮名および片仮名の表記はどうか(図6・図7・図8)。

平仮名の表記であるが、「そ」(「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの)・「お」(「於」の変体仮名)・「え」(「江」)の三例に異同があるだけで、残りはすべて現行平仮名と一致する。字母に関していえば、「え」の字母は「衣」なので、まったく違う異同は「え」(「江」)だけということになる。

先述のように、片仮名は現行片仮名とは異なり、「ネ」と「子」を併記、「井」を「井」としているのが見て取れよう。

江戸期の平仮名および片仮名表記の一例として、『嘉永再版 消息往来』(嘉永三年=1830年、甘泉堂板行)巻末「三躰いろは」を提示する(図9)。一頁に、「三躰いろは」が簡便に集約されている。この「三躰いろは」とは、いろは歌を平仮名・片仮名・真仮名で併記したものである。これを見ると、「そ」(「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの)・「お」(「於」の変体仮名)・「え」(「江」)の三例に異同があるだけで、残りはすべて現行平仮名に一致する。字母に関して言えば、「え」の字母は「衣」なので、まったく違う異同は「え」(「江」)だけということになる。

片仮名は現行片仮名とは異なり、『小學 讀本』首巻同様、「ネ」を「子」、「井」を「井」としている。

このように江戸期までは、平仮名は「そ」(「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの)・「お」

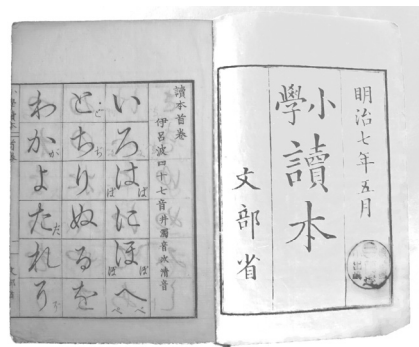


図6

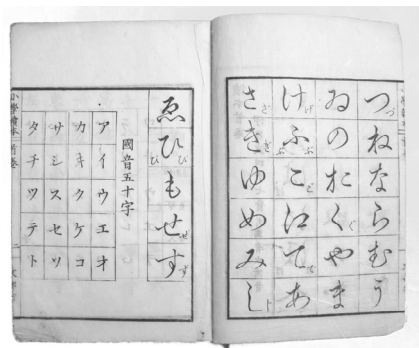


図7

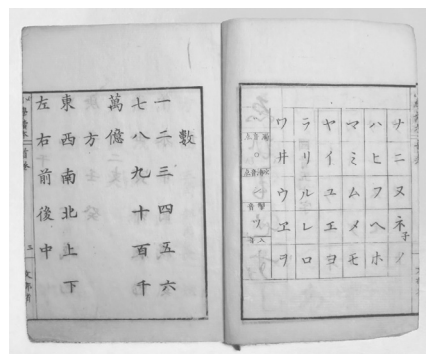


図8

(「於」の変体仮名)・「え」(「江」)の三例にしか異同がないものがほとんどで、現行平仮名ときわめて近い。同様に、片仮名は「子」(「ネ」)・「井」(「井」)二例にしか異同がないものがほとんどで、現行片仮名ときわめて近いものといえよう。

2. 明治三十三年「小学校令」による仮名表記の統一

文化庁のホームページ「国語施策情報システム 国語施策年表」によると、明治 33 (1900) 年 8 月 20 日に、「小学校令」が改正された。「小学校令改正」(明治 33 年 8 月 20 日勅令第 344 号)の「小学校令施行規則」「第一章 教科及編制」「第一節 教則」「第十六条」で、仮名字体の一定(変体仮名廃止)、字音仮名遣いの改正(表音式に改め、長音符号を採用)、漢字 1,200 字制限の 3 表を発表する。

(http://www.bunka.go.jp/kokugo/file_1/1000015350_2006nenpyo01.pdf)

その後、明治 38 (1905) 年 8 月「小学校令」施行規則発布する。変体仮名の廃止、長音符号「ー」の採用、漢字節減を断行する。

(http://www.bunka.go.jp/kokugo/file_1/1000015351_2006nenpyo02.pdf)

このうち、平仮名及び片仮名の仮名字体一覧が第 1 号表(図 10)(『小学校令・小学校令施行規則・小学校令改正ノ要旨及其施行上注意要項』〔文部省編〕〔東京〕:文部省,〔1900?〕、85 頁)である。これによって、仮名表記の統一がはかられたことは事実であるが、これは早急に制定されたものではなく、縷々述べたとおり、この原型は南北朝時代からの伝統の上に立っているのである。

すなわち、平仮名の表記であるが、

- ・「そ」(「曾」の変体仮名で平仮名「う」のような形のもの)→平仮名「そ」
- ・「お」(「於」の変体仮名)→平仮名「お」
- ・「え」(「江」の変体仮名)→平仮名「え」

の 3 例などで、片仮名の表記は、

- ・「子」→「ネ」
- ・「井」→「井」

の 2 例など、数文字の仮名の異同を制定したのに過ぎないといえよう。

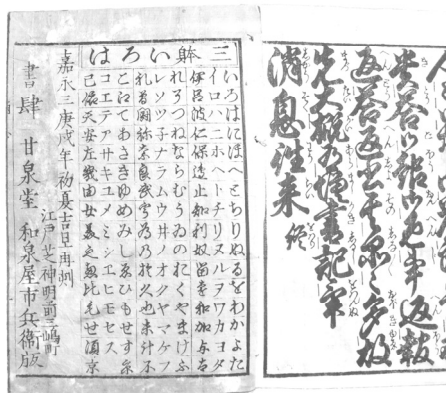


図 9

平假名	片假名
あいうえお	アイウエオ
かきくけこ	カキクケコ
さしすせそ	サシスセソ
たちつと	タチツト
なにぬねの	ナニヌネノ
はひふへほ	ハヒフヘホ
まみむめも	マミムメモ
やいゆえよ	ヤイユエヨ
らりるれろ	ラリルレロ
わをうをを	ワヱウヱヲ
ん	ン
がぎぐげご	ガギグゲゴ
さしすせそ	サシスセソ
たちつと	タチツト
はひふへほ	ハヒフヘホ
パピプペポ	パピプペポ

図 10

3. 明治三十三年「小学校令」写しの仮名表記

前項で述べた「小学校令改正」であるが、当時、各出版社では、「小学校令」そのもの、またはその解題本を多数刊行している。しかし、出版社によっては、活字の植字ミスなどで、制定された現行仮名に当時通行していた変体仮名活字を交えてしまったり、ア行・ヤ行・ワ行で混乱をきたしてしまったりすることになる。

国立国会図書館所蔵における、明治三十三年「小学校令」に関する出版物(明治期に刊行)で、第一号表の掲載を有したもので、以下のAからVまでの22本を確認することができた。国立国会図書館での表示のように、タイトル・責任表示・出版事項・一般注記の順で記すこととする。また、第一号表が掲載されている頁を明記し、文部省の統一した平仮名および片仮名の仮名字形と一致するものには○を、異同のある場合は×をそれぞれにつけた。後者の場合には、具体例を掲げ、特記事項のある場合は、※印のあとに示した。

A 『改正小学校令 施行細則及び附則』 東京：浜本明

昇堂, 明 33.9 62・63 頁

×平仮名→ア行「え」に「江」変体仮名、ヤ行「え」に「江」変体仮名

×片仮名→ナ行「ネ」に「子」

B 『改正小学校令』 片吉保蔵編 福島町(福島県) :

博向堂, 明 33.9 59・60 頁(図 11)

×平仮名→ア行「え」に「江」変体仮名、ア行「お」に「於」変体仮名

×片仮名→ナ行「ネ」に「子」

C 『改正小学校令並小学校令施行規則』 向井政行編

奈良：向井政行, 明 33.9

×平仮名→ヤ行「え」に「江」変体仮名

×片仮名→ナ行「ネ」に「子」、ワ行「ヰ」に「井」

D 『教育行政法要義 附・小学校令同施行細則』 松本順吉著 東京：明倫館, 明 33.9 40 頁

×平仮名→さ行「し」に「之」変体仮名

○片仮名

E 『小学校令及施行規則』 千葉喜一編 仙台：宮城県師範学校右尚会, 明 33.10 49 頁

○平仮名

○片仮名

F 『小学校令及び同令施行規則』 内藤義郎編 東京：内藤義郎, 明 33.8 38 頁

○平仮名 ※意図的にか、ア行「え」とヤ行「え」で活字の形が異なる。

×片仮名→ワ行「ヰ」に「イ」

G 『小学校令詳解 附・施行規則』 豊田五郎著 東京：集英堂, 明 33.12 58 頁

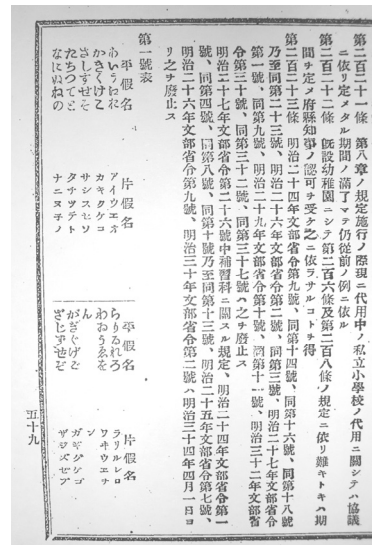


図 11

○平仮名

×片仮名→ナ行「ネ」に「子」、ワ行「ヰ」に「井」、ワ行「エ」に「エ」

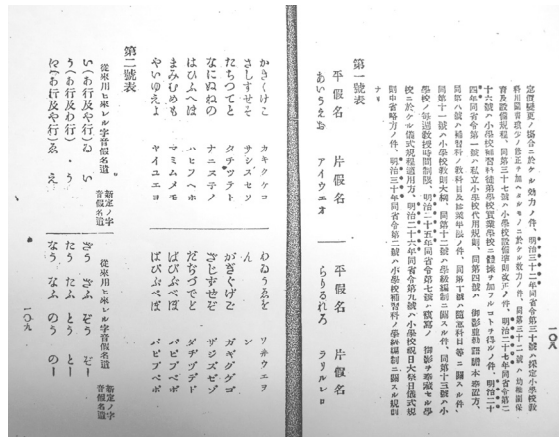


図 13

- Q 『改正小学校令』 大阪：積善館，明 40.4 81 頁
 ×平仮名→な行「ね」に「な」 ※五十音に「な」が重複し、「ね」がないことになる。
 ×片仮名→ナ行「ネ」に「子」、ワ行「ヰ」に「井」
- R 『改正小学校令及施行規則師範学校規程』 弘文書院編輯部編 東京：弘文書院，明 40.6 102 頁
 ○平仮名
 ○片仮名
- S 『改正新小学校令』 元元堂書房編 東京：元元堂書房，明 40.4 119 頁・110 頁
 ○平仮名
 ×片仮名→ナ行「ネ」に「子」、ワ行「ヰ」に「井」
- T 『改正小学校令』 修文館編輯所編 東京：修文館，明 40.9 90・91 頁
 ○平仮名
 ○片仮名
- U 『改正小学校令』 鹿児島：吉田文弁堂，明 43.9 90 頁
 ×平仮名→あ行「え」に「江」変体仮名、や行「え」に「江」変体仮名（右肩に ` あり）
 ×片仮名→ナ行「ネ」に「子」、ヤ行「エ」に「エ」（右肩に ` あり）、ワ行「ヰ」に「井」
- V 『改正小学校令』 石田忠兵衛編 大阪：積善館，明 44.7 88 頁
 ○平仮名
 ○片仮名

以上のように、AからVまで22本中、平仮名および片仮名ともに正確な字形のものは、わずが8本に過ぎず、他の14本は何らかの問題を抱えていることが判明した。Nは訂6版にもののかかわ

らず、×片仮名→ワ行「ヰ」に「井」、ワ行「エ」に「エ」で、さらに同出版社刊行のPは、その上で訂10版にもかわからず、×片仮名→ナ行「ネ」に「子」、ワ行「ヰ」に「井」、ワ行「エ」に「エ」という誤植を有していたのである。

このように、誤植が多数発生したというのは、印刷所の現場の教養にもよるのであろうが、その現場自体、「小学校令」とは無縁といわんばかりに、制定されたものとはまったく関係なく、平仮名および片仮名の活字が使用されていたものと推察する。活字見本の上では、明治36年の時点でも旧来の平仮名および片仮名の字形を踏襲していることがわかる(図14・図15、『活版印刷発達史—東京築地活版製造所の果たした役割—』板倉雅宣、財団法人印刷朝陽会、2006年10月)。それよりも、「小学校令」での平仮名および片仮名の字形制定(変体仮名の廃止)を理解しなかったのであろうか、校正において訂正に及ばなかった篇著者や出版社による罪の方が大きい。ともあれ、このような事態は、教育現場でも大きな混乱となったことは想像に難くない。

実は、このような教育現場における大きな混乱に対応してか、社会からの要請によるものか、文化庁のホームページ「国語施策情報システム 国語施策年表」によると、明治41(1908)年9月7日に「小学校令施行規則」を改正した。文部省訓令第10号では、33年8月制定の3表、すなわち、小学校令施行規則中教授用仮名及び字体、字音仮名遣い並びに漢字に関する規定削除の趣旨を含む第16条を削除した。また、付同趣旨徹底方訓令を出した。同年9月12日「小学校令施行規則」改正に関する教授上の注意事項を各学校あて通達することとなったのである。

(http://www.bunka.go.jp/kokugo/file_1/1000015351_2006nenpyo02.pdf)

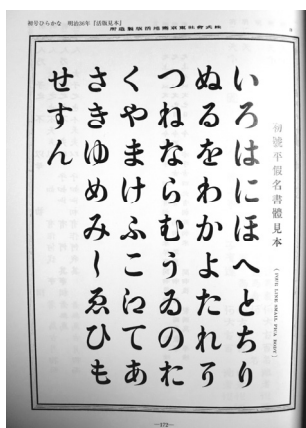


図 14

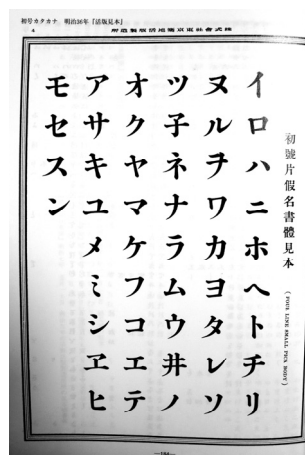


図 15

なにゆえ、小学校令施行規則中教授用仮名及び字体、字音仮名遣い並びに漢字に関する規定削除の趣旨を含む第16条を削除したであろうか。明治41年9月7日「文部省訓令第10号」の「仮名、字体字音仮名遣及漢字に關スル規則削除ノ趣旨」から関連を取り出すと以下のとおりである(架蔵『現行小学校令及關係法規集』大葉久吉、宝文館、明治44年9月、正字を新字に改めた)。

仮名八大体二於テ従来ノ規定ニ依ルヲ適當ト認ムルム(まま モ?)尚普通に行ハル、変体仮名ヲ加ヘ授クルノ必要アリ

このように変体仮名と社会の日常生活とは切り離せるわけがなく、無縁というわけにはいかなかったであろう。教育の現場でも、変体仮名が復権を果たすに至ったのである。

おわりに

本稿では、まず、明治初年の小学校教科書『単語篇』に見る平仮名・片仮名の表記を、現行のものとのような異同があるか確認した。次に、明治三十三年「小学校令」による仮名表記の統一の経緯を見て、その写しである民間の刊行物がいかに杜撰であるか、その実態を調査し報告した。これによって、教育現場ではいかに混乱をきたしたか想像に難しくなく、一方、変体仮名と日常生活とは無縁というわけにはいかず、その後は、教育の場で変体仮名が復活するに至ったのも、至極自然の成り行きであったことを確認した。

今後の課題として、手書き文字・活字版下の相違による平仮名および片仮名字形の変遷や異同、復権を果たした変体仮名がさらに廃止されることになる経緯や状況などを考察していきたいと思う。